

**社会福祉法人春日井市社会福祉協議会**  
**訪問型緩和基準サービス事業運営規程**

(趣旨)

**第1条** この運営規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が実施する訪問型緩和基準サービス事業（以下「サービス事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この運営規程においてサービス事業とは、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第1号ア（イ）に規定する緩和した基準によるサービス（以下「サービス」という。）を提供する事業をいう。

(事業の目的及び運営の方針)

**第3条** 協議会は、サービス事業の実施にあたっては、要綱第4条に規定する者でサービス事業の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防のため、介護保険法その他関係法令及びこの運営規程の定めに基づき、利用希望者の心身の状況及び家庭環境に配慮するとともに、春日井市その他の市町村、保健所、保健センター、医療機関及び福祉サービス事業者と緊密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

**第4条** 協議会がサービス事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業所の名称 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会訪問サービスしゃきょう
- (2) 所在地 春日井市浅山町一丁目2番61号

(職種、員数及び職務内容)

**第5条** 管理者（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第6条に定める管理者をいう。）、訪問事業責任者（運営基

準第5条第3項に定める訪問事業責任者をいう。)、及び従業者(運営基準第5条第2項の基準による従業者をいう。)(以下「管理者等」という。)の員数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 1名
- (2) 訪問事業責任者 1名
- (3) 従業者 80名以内

2 前項の管理者及び訪問事業責任者は、従業者及び業務の管理を行う。

3 第1項第2号の訪問事業責任者は、サービスの提供内容の調整、個別サービス計画の作成及び従業者に対する研修等を行う。

4 第1項第3号の従業者は、第7条第1項に定めるサービスの提供を行う。  
(営業日及び営業時間)

**第6条** サービス事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。  
(サービス事業の内容及び利用料等)

**第7条** サービスは、運営基準第4条に定める掃除、洗濯、調理、買い物支援等の生活援助及び自立生活支援のための見守りの援助とする。

2 サービスを提供した場合の1回あたりの利用料の額は、春日井市が定める額に介護保険負担割合証に基づき100分の10、100分の20又は100分の30のいずれかの割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する利用料は、利用のあった月の初日から末日までの利用料を合算し、当該合算した額を翌月15日までにサービスを利用した者(以下「利用者」という。)に対して書面で請求し、利用者は、請求のあった月の翌月末までにこれを納めなければならない。

4 協議会が利用料の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、領収書を交付するものとする。

5 協議会は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用希望者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明するものとし、利用者

はその内容及び支払に同意する旨の文書に署名を行うものとする。

(実施地域)

**第8条** サービス事業の実施地域は、春日井市とする。

(相談及び苦情対応)

**第9条** 管理者等は、利用者からの相談又は苦情に対する窓口を設置し、当該サービスに関する利用者の相談、苦情に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 管理者等は、前項の相談、苦情の内容について記録し、利用者の契約終了から5年間保存するものとする。

(事故発生時の対応)

**第10条** 管理者等は、サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに春日井市、地域包括支援センター及び利用者の家族に連絡を行うものとする。

2 管理者等は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、利用者の契約終了の日から5年間保存する。

3 協議会は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

**第11条** 管理者等は、サービス提供に際し、利用者に体調の急変その他の緊急事態が生じた場合は、直ちに主治医への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、速やかに春日井市、地域包括支援センター及び利用者の家族に連絡を行うものとする。

2 管理者等は、前項の緊急事態について記録し、利用者の契約終了の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

**第12条** 管理者及び責任者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

2 管理者等は、サービスの提供中に、家族その他の利用者を擁護すべき者から虐待

を受ける恐れのある利用者を発見した場合は、速やかに春日井市に通報しなければならない。

(その他運営に係る重要事項)

**第13条** 管理者又は責任者は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 活動開始時研修 活動開始時に1回

(2) 継続研修 年1回

2 管理者等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 管理者は、サービス事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(雑則)

**第14条** この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、協議会の会長が別に定める。

#### 附 則

この運営規程は、平成31年2月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。